

国指定霧島鳥獸保護区
霧島特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成20年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

霧島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

霧島鳥獣保護区のうち、宮崎森林管理署都城支署管轄満谷国有林3055林班いからりまで、そ及びイからルまでの各小班の区域、同支署管轄黒鹿国有林3055林班か及びよの各小班の区域、同支署管轄作鹿倉国有林3055た及びれの各小班の区域、同支署管轄長尾国有林2083林班と、ち及びち1の各小班の区域、同支署管轄霧島国有林225林班い、ろ、ち及びよの各小班並びに同226林班い、ぬ、ぬ1及びイの各小班の区域、鹿児島森林管理署管轄新庄国有林3055林班い、ろ、は及びイの各小班の区域、同署管轄新床国有林1052、1053、1055、1057、1058、及び1059の各小班（県道小林えびの高原牧園線以東の区域に限る。）、1060林班いからへまで、イ及びロの各小班、1061林班いからはまで及びイの各小班、1062林班、1073林班なからうまでの各小班の区域、同署管轄霧島山国有林1074林班ゆ、め及びみの各小班、1075林班へからりまでの各小班、1076林班、1077林班か小班並びに1085林班の各区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年11月 1日から平成30年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

霧島鳥獣保護区は、宮崎県西部から鹿児島県北東部に位置し、両県にまたがる霧島山・高千穂峰及びその周辺地域から構成されている。霧島山は、標高が1,700mに達するため、暖帯林から冷温帯林にかけて変化に富んだ林相となっている。また、原始性の高い自然環境が形成されており、標高900mから1,200mにかけてのモミ、ツガ林や大径木を主体とするアカマツ群落、山頂部のミヤマキリシマの大群落、えびの高原のノカイドウの群落等は、霧島山を代表するものとなっている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧IB類のクマタカ等の猛禽類、同じく絶滅危惧IB類のヤイロチョウ等が確認されている。さらに、当該区域全域では、オオルリ、キビタキ等の森林性鳥類が数多く生息し、点在する火山湖では、冬期にマガモ、ヒドリガモ等カモ類の飛来が多数確認される等、合計で177種の鳥類が確認されている。哺乳類では、ホンダヌキ、ノウサギ、ヤマネ等が確認されており、良好な生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、えびの高原周辺域は、標高500mから900m付近に広く分布しているツガーハイノキ群集、標高800mから1,200m付近に分布しているモミーシキミ群集、1,300mから1,500m付近に分布しているミズナラーリョウブ群落等、特に変化に富んだ植生となっており、急峻な谷や山地の中下部には大径木が林立している。これらの林内は、ノウサギ等の良好な

生息地となっており、これらを餌とするクマタカ等猛禽類の採餌の場として重要な区域となっており、同時に、コシジロヤマドリ、アカショウビン、サンコウチョウ等森林性鳥類の貴重な生息地となっている。また、御池周辺域は、日本では数少ないヤイロチョウの繁殖地として重要な区域となっている。

このように、当該区域は、霧島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内的の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 周辺林地、農地等において、シカ・イノシシ等による食害が生じていることから、関係地方公共団体や関係機関、農林業生産者等と協力を図り、野生鳥獣の適正な保護管理に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 1,932 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,877 ha
 農耕地 ha
 水 面 55 ha
 その他 ha

イ 所有者別内訳

国有地	1,883 ha				
国有林	林野庁所管	1,830 ha	制限林	1,341 ha	保安林 1,341 ha 砂防指定地 4 ha その他 ha
		ha		普通林	
		環境省所管	53 ha		
	農林水産省所管地	ha			
地方公共団体有地	ha	都道府県有地 ha 市町村有地等 ha			
私有地等	ha				
公有水面	49 ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	特別保護地区	1,051 ha
名称（霧島屋久国立公園）	特別地域	881 ha
	普通地域	0 ha
文化財保護法による地域		19 ha
名称（ノカイドウ自生地）		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

国指定霧島鳥獣保護区は、九州山地南部に位置し宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山・高千穂峰及びその周辺からなる。

イ 地形、地質等

地形は、霧島鳥獣保護区内を大きく分類した場合、火山地及び低地に分類される。霧島鳥獣保護区内のほとんどは火山地であり、韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰、甑岳、夷守岳、大播池、矢岳の山頂及びその周辺は大起伏火山地となっている。

地質は、未固結堆積物及び火山性岩石に分類される。ほとんどは火山性岩石であり、韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰、甑岳、夷守岳、大播池、矢岳の山頂及びその周辺は火山碎屑物で形成されている。これらの周辺を安山岩（第四紀）及び安山岩質岩石が取り囲んでいる。また、鹿児島県側の霧島鳥獣保護区の東部～南西部にかけては、大部分が火山灰・ロームとなっている。

土壌は、岩石地、未熟土、黒ボク土、褐色森林土、灰色低地土の5つに分類される。岩石地は、霧島鳥獣保護区北部にわずかにみられる程度である。未熟土は、韓国岳、新燃岳、中岳、高千穂峰周辺の霧島鳥獣保護区の中心を南北に縦断するように形成されている。未熟土の周辺には、褐色森林土が覆っている。また、鹿児島県側の南側については、黒ボク土が大部分を占めている。なお、灰色低地土は、霧島鳥獣保護区の南側にわずかにみられる程度である。

ウ 植物相の概要

当該地の気候は温暖で降水量も多く、国内でも多雨地帯の一つである。植生は、霧島山の標高900mから1,200m地点でモミ・ツガや大径木を主体とするアカマツ群落、山頂部では、ミヤマキリシマの大群落帯、また、えびの高原周辺のノカイドウ群落等があり、一体的に暖帯から温帯にかけての植生が垂直に分布し原始性の高い景観を有している。

霧島山は日本列島の南部に位置しているが、標高は1,700mにも達するため、低地の暖地性植物から高地の冷温帯の植物まで気候要因による多様性を持っている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、クマタカ等の猛禽類を始め、ヤイロチョウ、キビタキ等の森林性鳥類、マガモ等のガンカモ類の生息が多く確認されている。

獣類では、キュウシュウノウサギ、キュウシュウムササビ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンジカ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表の通り

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ニホンジカによるスギ・ヒノキ等の食害が見られる。

イノシシ・ノウサギによる芋・野菜・飼料作物等の農業被害が見られる。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況

(件数：件、頭数：頭、羽)

鳥獣名	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
イノシシ	19	16	21	18	12	21
ノウサギ	19	9				
カラス	19	65				
ドバト	19	11				
ニホンジカ	19	55	21	64	12	49

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
 当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- ① 鳥獣保護区用制札 30本
- ② 案内板 10基
- ③ 解説版 1基